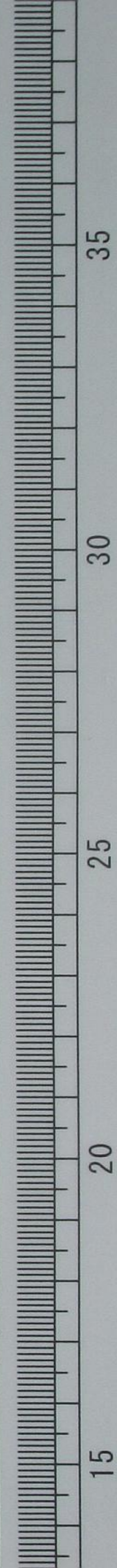




泰西國法論

二

↑ 13
702
2



413
702
2

泰西國法論卷二

國家並其國の住民雙方の權義

大正十五年二月
房山氏寄贈

第一篇

國法論より立つる本國住民の區別

第一章 國內に居住する人を悉皆其國の住民あり

第二章 國法或は民法より住民の區別を立つる方法數種

たり

第三章 第一の區別を國種と外國人あり國種とを本國

より生じたる人より真に所謂國民あり

第四章 第二の區別を自主民と不自主民あり不自主民

とは自ら其事を主宰する能ざる者より奴婢僕隸あり

泰西國法論 第一篇

第五章 第三の區別を國民の品種あり

第六章 第四の區別を國人の品位あり

第七章 右數種の區別を由て各種の住民國家を對して有る所の權義並に其彼此互に有る權義迥に異あり

第二章 國民外國人

第一章

第二篇

國民外國人

第一章 國民を本國の本種として國家を對して有る所の權義共全

外國人を國內に住せしめ共元來本國の民に非ざる故に其國家を對して有る所の權義共微あり

第二章 國民の原語を直譯せしむる都人あり都人といふ昔時都名を專らする事を得しむる府邑の人あり然と共今都

人と稱するは總て國人の事あり都人と譯し今之を國民と譯す

第三章 古昔都人其特權特義を有して貴種高族の下郷

民の上より立ち

第四章 方今の世獨英吉利國に於て民の公權私權に關涉して猶右の古義を存せりと云ふ

第五章 外國人又之を二類に別つて其國家に對して有する所の權義從て差等あり

甲 一時入來する外國人

乙 居をとりて永住して其國の住民に屬する外國人

第六章 甲を惟一時國內に來する者として本來國家に對して更に權義を有する事あり但國の律法其人を保護を故に彼宜しく其國の律法を遵守を可き耳

第七章 右の外一時入來する外國人の權義を國法論の

議をも所より非ざりて列國公法の論をも所あり

第八章 乙を其居住する所の國の住民として其國家と權義の關係あり以て國家に對して其權義を有する但其權義國民に比するより唯一等を讓る耳

第九章 國內居住の外國人行事自在建社信教請願の權等國民一般の公權を有する

第十章 然れ共代民議事を選擧し官吏を補する等の公權を國民の特權として外國人に準許せば

第十一章 國內居住の外國人亦兵役納稅等國人一般の義を務む可し

第十二章 居住の外國人民法に據る所の私權を有し私

義を務む可き事大抵本國民と同トシ但民法中掲て以て本國民の特權とせり者て許さる耳

第十三章 律法又揭示せり例式又從て居住の外國人一切の民權を準許せり典禮たりて其權全備せ之を歸化と稱し

第十四章 歸化の後外國人復外國人ニ非び全ク所生の國人ニ同ト

第三篇

自主民不自主民

第一章 自主民不自主民の區別を歐羅巴諸國に於てを今を既に曠昔の談と成て復見ざる所あり

第二章 然りと雖昔時ハ歐羅巴諸國ニ此區別ありて其狀一あらざりけり

第三章 各種の不自主民各其名を異とせり其尤顯著なる者て奴子君有奴莊僕役子あり

第四章 上世不自主民甚多くして當時名賢の論と雖奴を以て國家須要の一物とせり而して若夫國ニ奴無れば國其國を成さず由ありと云ふ謂あり

第五章 奴の源を上代の戦利法論より出づ蓋上代の戦利法論は従へば戦敗して國を失む土地人民貨財悉皆敵の有と成る故に悉く凶國の人命を殲き事惟勝者の意に任す若夫死を省め生を保つ時或は之を賣り或は自之を驅使ししりと云ふ

第六章 古羅馬の奴を古今奴中の酸鼻極れる者ありと云ふ

第七章 古人奴を人より人より非びと謂へり故に奴は毫釐も人權を與へず只視て畜生と同しく其主人所有の一物と爲り故に奴を御する道馬牛を畜ふに等しく之を殺し之を傷け之を逐ひ之を賣り之を典を惟其主人の

意に任せしり故に奴の有する所の物得る所の物を即其主人の有する所得る所の物ありしり

第八章 羅馬の風俗世を逐て漸く溫柔に移り奴を馭する道由て以て稍寛典に従ひ後世遂に虐主の奴を苦使する慘酷を禁むる律法を設るに至る

第九章 奴主奴を放釋する事一時羅馬の風尚とありたり其由て來る所の故多般ありと雖其以て奴の困苦を減せしを則ちあり

第十章 右の風尚流行し因て奴は非び又平民に非ざる一種の間民多く生じ之を名け釋民と稱ししり

第十一章 右の釋民一切の民權を有し得しり獨其舊主

人ニ對シテ猶臣禮を執リト耳

第十二章

日曼耳及斯拉窩爾民の古俗ニ亦奴たり全ク

羅馬の奴ニ同ト惟其名目を異ニシテ之を君有奴と稱せ

リ

第十三章 然ニ共之を羅馬の奴ニ較ぶルニ制御の道一

層寬あり後來君有奴一變シテ莊僕と成リト今を距ル

こと年既ニ久ト云フ

第十四章 昔嘗て主人其奴ニ莊野の田を授て之を耕種

セリ今ニ其奴の子孫世々莊野ニ屬シテ移ラズ遂ニ莊

僕の名を得たり

第十五章 若夫莊野其主人を變るる時も莊僕を依然と

して莊野ニ止リテ轉ゼズト云フ

第十六章 中世東歐羅巴諸州の農戶漸ク變シテ悉皆莊

僕と成リたり

第十七章 西歐羅巴諸州ニ於て是星移リ物換リニ從て

莊僕漸ク寬典を蒙リ即生殺與奪を擅ニセ主人の權

漸ク減ト主人ニ惟年穀の税銀定額の調庸を征スル耳ト

成リ之を君役手役輓役ト云ヘリ

第十八章 然れ共君有奴莊僕終ニ曾て公權の準許を得

る事無リケリ

第十九章 和蘭英吉利ニ於て君有奴莊僕共ニ跡を絶て

以來既ニ若干の星霜を経リ日耳曼列邦ニ於て之を廢

一七〇七を千七百年乃至八百年の間ニ在リ法朗西ニ於テ
七千七百八十九年の變亂ニ頓リ之を廢シ俄羅斯波蘭ニ
於テモ現ニ今帝の意ヨリ出テ之を廢シテモ人の知ラ
所アリ

第二十章 亞墨利加州黒奴の狀情殊ニ奇異アリ此ニ歐
人此新世界を覓見シテ攻奪セシ後日ありバシテ之を輸
入シテ云々

第二十一章 黒奴の濫觴ニ新世界の土人を愛憐シテ仁
心と黒人を非人視スル歐人一般の臆説ヨリ出テ云々

第二十二章 初黒奴輸送の本意ニ惟礦山を鑿リ田野を

開墾セシモ在リテ其遠らバシテ上代の奴と同一
般と成リ云々

第二十三章 黒奴の賣買モ方今歐羅巴亞墨利加文明の
諸國ニ於テ之を禁スル所アリ 英人ナルベルホルス
の功尤多シト云々

第二十四章 方今西班牙を除ク外歐羅巴の諸國皆其海
外領地の黒奴を廢シ云々 千八百三十三年英國政府悉ク
海外領地の黒奴を贖ヒ云々 價

三千ポンドステルリング
我九千萬兩ニ値スル云々

第四篇

國民品種の區別

第一章 國民品種の區別も絶遠の東國に流行し未と曾て歐羅巴に入らば

第二章 此區別印度國を荒遠稽へ難き時より既に有りたりと云ふ蓋埃及太古の俗を天竺人學びたりと思ふるあり然る小埃及の文化を取りて國を開き希臘等歐羅巴の國內に此風未曾て入らざりしを幸と謂ふ可し
第三章 國民品種の區別流行を國に國內諸等の人民品種隔絶して恰も天然別種の如く永世懸隔して互に交る可らば就中其公權尤迫り異あり

第四章 國民品種の區別行ふ國に於ては概して國人を四品種に別ちしり

第一 巫祝僧侶制法者學者及法士の品種印度之を波羅門と云ふ

第二 王侯兵士の品種印度之を刹帝利と云ふ

第三 良民の品種印度之を吠舍と云ふ

第四 賤民の品種印度之を賤達羅と云ふ

第五章 埃人にしてハ此品種の界限更に一層嚴ありきこと云ふ其を帝其子其父の種類に從ひしのみよ止らば農商百工悉皆其業の業を繼ぎしりと云へどあり

第六章 品種の畫別を國の爲め民の爲め大害なり實に

之を厭棄を可し

第七章 民の品種隔絶をるる因て國民の權永世偏倚不平一半の民他一半の民を壓倒し禮義廉恥等國家綱維の心を薄くし遂に外敵をして容易に其國を奪ふしむ印度即是

第八章 國民品種の區別に由て國民互に隔絶して相交らば帝相濟相養の道は害なり而已ありん實に人文民智開達して國富實を致すを妨る大患なり

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '第一章', '第二章', '第三章', and '第四章'.

第五篇

國民品位の區別

第一章 國民品位の區別を稍品種の區別より類似を蓋其本品種の區別より出たりと思はる

第二章 然れ共品位の區別を品種の區別より比するに畫別稍小あり加之民論時需に應じて遷轉し區別の狀情亦從て變化を

第三章 故に品位の區別を新古歐羅巴の諸國に於て其形狀一ありて

第四章 上代文教照明ありて國に於て品位の區別最初尤簡あり

甲 閩閩貴族希臘のエウパトリイテン羅馬のバ
リシイ是あり

乙 平民希臘のデモス羅馬のブレブス是あり

第五章 日耳曼の古俗を國民の品位を三等と別ちしり

甲 王侯及貴族ヤル

乙 自主民カル

丙 僕隸タルル

第六章 耶蘇教歐羅巴に入りし後僧徒別と一品位を成

しり

第七章 村落上りて都と成るに至て都人殷實富有威力
頗る威あり故と其公私自主の權を執守し遂と亦自一品

位を成しり

第八章 右の如く數般の品位生じり上りて各品位
公權の比例歐羅巴諸州互と同トしりしり

第九章 法朗西等の數國は於てハ昔國民の品位を別て
三と成しり

第一 僧徒の品位

第二 貴族累世相傳の古貴族の品位

第三 第三等都人及村落の小貴族 郷民を數外ありの品位

第十章 英吉利等の數國は於てハ高等の貴族ノヒリキ
高位の僧徒合して一品位とあり之を爵位貴人（ロルツ）
稱し都人（シチゼンス、ビュルゼス）村落の小貴族（ゼントリ）及

自主の農戸(エオノシリ)合して一品位を成し之を平民(コムニス)と稱す

第十一章 瑞典等の數國に於ても國人の品位を別て四

とす

第一 貴族

第二 僧徒

第三 都人

第四 鄉民

第十二章 荷蘭及北獨逸諸州に於ても僧徒其公權を失し復國事に關係せざ即惟三品位を稱せり

第一 貴族及騎士

第二 都人

第三 鄉民

第十三章 昔時を右品位の區別に因て國人の公私兩權迥に異し各品位皆其特權を有し就中一頭政治の國を甚しとす

第十四章 然るも年月を経る久しきに従て品位の區別漸次に解釋し方今の歐羅巴諸國に至て猶品位の區別其義を存せざるを惟公權の上のみとせり

第十五章 民法私權の上を在りては萬人同權の論世を蓋ひて品位の特權を驅逐し然れども慣習の餘俗日用の交際上を猶其跡を存せり耳

第十六章 見今歐羅巴多半の國譬を法朗西以太利比利時尼達蘭等に於ては品位の區別全く廢れり第十七章 爾餘の諸國譬を英吉利普魯士瑞典奧地利等に於ては品位の區別方今猶其義を存せりと雖も其實を惟代民議事を推選する例條の根據より耳代民議事を總國民に代て國事を辯論商議する者より君主と制法の權を分ちあり

第六篇

國家に對して住民有する所の通權

第一章 住民の國家に對して有する所の通權を第一に國家に要するは立國の本意を達するを以てするあり○國家宜しく其經理する所の資用を以て總國の幸福を増益し勉て其自立を保ち國民の權利平安を護り國中の禮序を正し衆力を統合し相濟相養の道を長し以て國益を増殖し可し故は一切國民其之を國家に要求するを得可し

第一章 右國民國家に要する所の諸權は是國家の公義公務あり然と共此義務を道學に所謂國家の義務として

法學を論じて之を國家の要約と成し難し故に國人詞訟
議論を以て之を國家に責む可らざる

第三章 然れ共又其國の住民を其國家に對して躬自其
本權を有して人々之を執行し得可し而して時たりて詞
訟議論を以て之を防護も可し

第四章 住民の本權を國家の律法に揭記して之を保護
も可し然れ共國家の公益の爲に住民其本權を讓る可し
事宜に臨ては律法又之を裁制する所なり

第五章 根本律法即國憲に住民本權の大綱を明記確定
是各國の通例あり
第六章 所謂住民の國家に對して有する所の本權左の

如し

- 第一 自身自主の權
- 第二 住居を犯す可らざる權
- 第三 行事自在の權
- 第四 建社會合の權
- 第五 思言書自在の權
- 第六 任意に法教を信し法禮を行ふ權
- 第七 書札の秘密を敬重せしむる權
- 第八 其所有の物を自在に處する權
- 第九 律法の上を萬人同一ある權
- 第十 租税の課率家産の貧富に差を要する權

第十一 請願の權

第十二 國家と結びたる私約を國家は信守せしむる權

第七章 自身自主の權
自身自主の權は人を逮捕し肆に人を獄に繋ぐを禁ず○國家は長しる者を務て住民をして互に其自身自主の權を恭敬せしむ可し○國の首長と雖律法は詳記せらる事件は從ひ條例は據り保証を守り通國の為は害を除く道理は非ざれば絶て人民自身自主の權を毀傷を可らば

第八章 住居を犯す可らざる權
住居を犯す可らざる權は主人の意は戻りて他人絶て其家は侵入を可らざるを云ふ○惟通國公益の為は國家の首長律法は指示せらる事件は從ひ保証は據り命令を下し當官の人を差して其家は入らばるを得可き耳

第九章 行事自在の權
行事自在の權は人民の往來交通等百事其意は任せし障無きを云ふ○諸人律法を遵守せられ産を制し業を行ふ惟其意の任ある可し譬を居をとり家を移し或は旅行を為し又本國を去り本國は歸來する等總て皆自在ある可し但通國公益の為は此權を殺す事あり此を國內の治安を保全する衙門即巡察法例の管理する所あり

第十章 建社の權
建社の權は數人會社を結び衆力を合し錢本

を湊め一人の力より為し能ざる事業を興立し共同の本
意を達する權を云ふ○會合の權とを多人一地は會同し
て或は歡樂を同くし或は其共益を謀り或は其衆利を經
理する權を云ふ

第十一章 建社の權を執行するは因て絶て國家の公益
を害を可らば故は建社を必らば國家主長の管轄は屬を
可し會合の權を執行する者を國內の禮序を正し治安を
保護するを以て任とする巡察の法例を遵守を可し

第十二章 心は思ふ事の自在あるを絶て之を禁止する
は由ありし言の人は其來る人の心は思ふ事の自在
第十三章 言語文章著書鏤刻は因て其議論を公布する

事の自在あるを文教照明ある國は於てを禁を可らざる
所の民權あり

第十四章 然りと雖言者筆者其言説公布する所の記事
議論は就て終始自其辨解の責は任せ可し若夫由て以て
他人を誹謗し或は天下の治安を害し或は國家を危し瀆
くる時の律法其人を罰を可し

第十五章 其見解は從ひ其神は敬事するの自在あるを
文理明發ある人々自己性中の蘊權より外暴絶て之を犯
す可らば

第十六章 然りと雖敬神の儀禮行祭等に至る人々其
所在の國律を遵守して違背を可らば祭祀等敬神の儀式

を監督して由て以て通國の治安を害する端を開くめざ
ると是國家の長たる人の職務あり

第十七章 書札の秘密を恭敬するを住居を犯ざると其
義一あり然と共惟國家の公益を害する者を律法の明文
に照し其指示する所の事件は隨ひ保証を據りて發封を
可き耳

第十八章 其所有の物を自在とする權を宜しく之を敬
重す可し蓋是成國の基礎あり惟天下の公益の為之を
限制する所あるのみ

第十九章 特別非常の事件として國家の公益之を要する
は非れば絶て住民所有の物を收て國家の公物と為る可

ら

第二十章 罪人所有の物を没入するを罪人の妻子親屬
は對して非義殘刻の處置として且無益ある事あり蓋是
を刑と謂ふ可らば却て盜賊の業と謂ふ可し

第二十一章 律法上は萬人同權と云ふ事を位階品位公
私兩權の區別一切之を廢閣せんと云へる義は非ず其故を
是等の區別を人間に除去を可らざる者あればあり○此
言の本義は律法各人の權利を保護する事同一にして絶
て依怙負無きを謂ふあり

第二十二章 國民租税の課率家産に準ざるを要する權
を有る故に國家通國の為る住民を役使し物税銀税を收

むと雖悉皆毎戸家道贏縮の比例に準じて其間毫も偏頗の處置無る可く又稅役の事は關りて國家肆々某人某品位に特准特許を與ふるは國法論の禁止する所あり○斯る特准特許を其非義する實は大有り其故を由て以て爾餘一切國人の稅役を重くせられべきあり

第二十三章 請願の權を由て以て右に列擧する住民の國家に對して有する所の諸權を防護する所の道あり
第二十四章 茲に人何れ其權利毀傷せらるる時を政府制法院及州邑の府に至り請狀或は願狀を呈し有司に其權を復せしめん事を請ふを得るなり之を請願の權と云ふ

第二十五章 他人の權利を保護する為或は國家の公益の爲るも亦右の如く請願狀を呈するを得るなり

第二十六章 請願狀を呈するは一名するも可あり連名するも可あり然りと雖他名を犯し或は通國全民或は若干民の名を稱して請願するを禁むる所あり

第二十七章 國家と結びたる私約を國家は信守せしむる權を概するは民法の條例に屬する所多くして國法の例條とせざる所あり

第二十八章 然るは國家威福を張り住民と結びたる約を踏ぐる例枚擧む勝む然るを世に或は本來不正の國法論を唱へ或は通國公益の説を托し國家の非義を遂るを

助る者有り邪説世を惑む者と謂ふ可し

第二十九章 右諸權の外は猶住民國家に對して有る

所の權ありと謂ふ説あり例む左の如し

其一 濟救を受る權

其二 工作を受る權

其三 教育を受る權

第三十章 然と共許多若干の住民に特別に食料工業教

育を授るを元來立國の本旨に非ざり又國家の職務に非ざ

第三十一章 貧を轉じて富と為し工作を蕃盛し學術

を弘大にするを此論思望を可き事ありと雖戸ごとく救

は人ごとく小教あるを國家の力は猶足ざる所あり抑國家

の本務より其力を盡し可きを惟右三事の爲に通國一
般の明法を制し良術を設るのみ

第三十二章 右三事の爲に國家を要求し或ハ之を爭論

する權を有する者絶て國中に在る事無る可し

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '三章' and '公權'.

第七篇

國民の公權 又名都人士權

第一章 純然之無限君主の國は非ず外は諸國共ニ槩をり國民國事は關係人事の方向を定む

第二章 斯る民權を其公權と稱す其本原多くて太古の風俗因習より來る蓋漸を以て生れ後世遂に國の律例法典と成るに至れり

第三章 國民の公權又之を本國民の權と稱す其關涉する所の事體と此權を操る人の多寡とを就て其差別甚大あり

第四章 方今歐羅巴の諸國は於て國民公權の胚胎せし

所以二りり

甲 昔閑閔鉅室威權王侯と亞ぐ者有りて之を王侯の匹敵君子と稱しより若夫國は大事なれば之を會同商議しより來り蓋是王侯其匹敵君子と對して義然らざるを得ざりあり

乙 昔時嘗て國民或は代民議事の人躬自是とし許を所の外の絶て銀を出して國用を助く可き義有る事ありと云へる條規を定めしより來り

第五章 右二種の原由許多の國は於て歲月と與り推移し漸く合して一と成り終る國民或は代民議事の人君主と國家制法の權を小大分ち領するに至り

第六章 代民議事制法の權を分領する國は於て推舉の應を可き人并り選舉を為る人を定むる事詳明あり可し即特は是を為し設け立たる律法の例條有りて代民選舉の法を詳し

第七章 代民選舉の權或は闔國全民悉皆之を有し毫も抑制せらるる所無し或は若干の例條を定て之を限制す

第八章 縱令選舉の權限制無き國と雖其實は此權は與り可らざる者國中過半あり是分明あり事情あり婦女兒童狂疾し人重刑を蒙る人及其所有を自由とする權を失へる人等はあり

第九章 各國律法の例條を定て選舉の權を限制する事
を則相同トと雖其限制の法に至ては諸國一様あり其
例を舉るを大略左の如し

其一 推舉に應ず可き權及び選舉を為る權每品位
各其特例あり

其二 國民の内某の業を執る者此權を有せざ

其三 家道の貧富に準じて此權を失得を

其四 代民議事の權有數の著姓顯族累世之を領し

或を一種の爵位官職と共に遷移を

其五 君主躬自亦推舉の權を分有を

其六 代民議事應舉の後或を歲月の限あり或を歳

月の限無し

第十章 右代民議事選舉限制の法各國國法論開明の度
に從て互に異同あり故に選舉の法を一概に論定して至
善の良法を指示を可き事誠に難し

第十一章 然れ共左の二則以て方今の通論とす可し

- 甲 代民議事を闔國全民に代り論議する職あるを
其議論宜しく恒に闔國全民の衆利公益を本旨
に絶て某品位某産業又某人の私利私益を防護
を可らば代民議事の設能く此意を體認す可し
- 乙 苟通國の利害得失を論ずる學識を具する人を
悉皆代民議事を選擧する列し加ふる可し

第十二章 獨國人に准許して外國人の與ふ可らざる權
は本朝の官に任し職に居る權のみあり

第十三章 右本國の官職に任せらる可き權一切國人皆
平等之を有す或は一種の例條を設て之を裁制す

第十四章 官に居るに尤須要とらる所を其人能く其職
に稱ふ才能を有するあり是邦制完備する國に於て萬
人同一に此權を有し得ざる自然の事情あり

第十五章 官職に任す可らざる人を婦人孺子狂疾に
人刑を蒙りたる人一丁字を知らざる人等あり事自ら論
る

第十六章 許多の官職各其相當の才能須要あり毎官宜

しく其相當の人を得可し是試業の自ら止む可らざる原
由あり

第十七章 或は國あり其種の官職を以て某品位の特權
と云ふ 普魯士將校を貴族の特權ありと云ふ

第十八章 上章の特權を厭棄す可き惡弊あり其故二
あり一は此を甚偏頗ある法よく他品位の人と對して不
義を行ふあればあり二は官職選舉の間と當りて其才
能不足ある者を除く外絶て限制する所無きは通國公益
の要する所なきはあり

第八篇

國家に對して住民の務む可き義

第一章 國家に對して第一に務む可き住民の通義を法律を敬守し君主及頭長其管内に施せらる命令に服従するあり

第二章 右の如く君主頭長の命令に服従を可しと雖奴隸の如く君主頭長の命と云え惟命是奉す可しと謂ふは非を其人命令を出る可き權を有せしむる肆に發したる命令を恭順するに及ぶ事又論あり

第三章 律法の條例に違へる命令を亦之を遵奉するを要せん

第四章 君主獨裁絶て律法を以て之を束縛せざる國と雖も賣奴の如く毫も理非を論ずべし只管君命に順従ざるを以て民の義とざる事を絶てらる事あり

第五章 若夫君主親ら萬機を操りて只管一人の私欲私情に任せ神に事する等人民の正權を踏藉し暴政下を虐し社稷を殄滅し濱け外國の兵威を假りて本國臣民の正義を壓し或は殊更に國を外敵に賣るに至れば王命を拒て從ざるを以て却て本國正民の正義とざるなり

第六章 君主の非道暴虐を拒むる其道多端なり

第七章 若夫擅る威福を作し下を凌虐する者宰相以下の有司あれば更に高等の官吏或は直に君主に訴て姦惡

を罰し其人の受けける屈害を復せん事を請願するに止る可し

第八章 若夫君主親ら非法の命令を下し暴虐無道ある時臣民直に君命を拒む事を得可し其法暴虐の輕重に従て差異あり

甲 或は惟命に従ふを拒む

乙 或は諫書を呈して明に命を拒む

丙 或は兵を以て起り暴を以て暴を拒む

第九章 然りと雖實に止むを得ざる極に至らざれば國民謹て兵を執て起ること勿れ國亂内變を國家災害の尤憂懼を可き極あり然れ共爰は百方術盡き絶て彼不正を

拒み我正を守らば由無きに至るとば暴を以て暴を拒む術を試むんを可らば

第十章 第二は務む可き住民の通義を國家其本意を達せらるる為る須要の資用を助る事

第十一章 國家須要の資用ニつり

甲 入力を役せ

乙 貨物を用ふ

第十二章 文教昭明よりして百工業を別つ法優又流行せる國に於ても國家住民を役せれば必其勞は報ふ但非常の時又當りて人を徒役せらる事或は稀は是らる耳

第十三章 國事多般百官其職多し然れ共官位相當の俸

祿はとば喜て才を獻し能を呈し其職に居ん事を冀ふ者國家自ら其人又乏し可らば

第十四章 爰は國家命を下して住民を召た時又當て住民得て辭を可らざる義務はり下章又之を列擧せ

第十五章

第一 法院探討使等の召は應り其問は對する事

第二 其道は長し人法士の問は應り其事を明し其義を釋する事

第三 証人と成て法士は其實を告る事

第十六章 國家の危急艱虞の時或は天災地妖等左に掲る時又當ては國家一切住民の力役を要求するを得可し

甲 外敵防禦の爲め

乙 内變鎮靜の爲め

丙 水火震災等の荒虐を除去する爲め

第十七章 國家立國の本旨を達する爲に諸般の品物須
要あり若夫國家別に之を得るふ道無とぞ住民其産の一
分を割て其所需は供を可し

第十八章 然るに國家其須要の品物を直に民より收取
する事を文化開明の國は於てを殆絶無僅有の事あり其
を例に土物を貢せしめ行軍の車馬を供せしめ及び兵士
を宿せしむる等も當て縦令協議甘服の上あらざればと雖も
概するに皆其償銀を與ふれざり

第十九章 住民一般の義務として銀を國家に貢を是諸
國の通例あり此銀即税として國家由て以て所需の人を役
し物を買ふ

第二十章 税銀を征する事を極て公平正直として貴賤
を論せざれば上下を別し法律法の條規に從て依怙最負の處
置絶て無る可し住民の内其品位某く産業も特准特許
を與ふる事又絶て無る可し

第二十一章 此他國家公益の爲に住民に其所有の者或
は所有の權を讓らしむる事あり之を公益の爲に所有を
讓る義と云ふ

第二十二章 平時住民所有の物を收取する時の豫め其

止を得ざる事情を明瞭に諭告し且優に償金を給して其人甘服せらるる非れど絶て之を行ふ可らば

第二十三章 國の爲に民の所有を收取せらるる就て動を
れば君主の私欲暴令其間に行き易し故に君主の暴欲を
防ぎ住民の権利を護るが爲に民の所有を收る法を極て
綿密に條列し豫め掲て以て律法と爲す可し

第二十四章 禍變危急の時當てて國家の公益の爲に
主長平時の如く許多の時日を費す可き迂遠の條例は闕
らば直に住民所有の物を取用せらるる權を有す可し

第二十五章 例に火を撲滅せらるる爲に隣近の家を毀ち洪
水を防ぐ爲に在近の諸物を用ひ堡砦を守らるる當て傍近

の家屋を除去して四隣の田野に水を漑き圍城或は舟中
に糧食盡する時之を其所有の人より要求せらるる類あり

第二十六章 右等の時當りて公益の爲に其所有を讓
るる住民の義務ありと雖も國家を其人より相當の償金を
與ふる事を務む可し

早稲田大学図書館

011888001370